

第39回（令和4年度第4回）米子市子ども・子育て会議

1 開会

○（永榮課長補佐）皆様、こんばんは。お時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、米子市こども総本部こども政策課永榮と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより、第39回（令和4年度第4回）米子市子ども・子育て会議を開催いたします。

2 会議の成立宣言

○（永榮課長補佐）次に、本日の会議の成立の報告ですが、米子市子ども・子育て会議条例第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席により本会議は成立いたします。本日は、齊木委員が欠席と伺っております。草分委員のほう遅れられるということで、あと、藤吉委員、谷本委員も遅れておられるというところですが、10人中、ただいま6人にご出席いただいておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、以後の進行を会長にお渡ししたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

3 会議の公開・議事録の作成について

○（佐藤会長）こんばんは。今日はお忙しい中、ありがとうございます。先週の大雪で大変な思いをされたんではないかと思います。うちのほうもですね、幼稚園の駐車場の除雪、1週間、朝から夕方まで、まだ筋肉痛が取れないような状況なんですけれども、ただ、子どもたちは大喜びで、幼稚園が使うところをですね、強要ではなく、自主登園という形を取ったんですけども、園に来たら、今日もですね、雪遊びを、まだ園庭にはいっぱい残ってますので、大喜びで遊んでいました。あとは、新型コロナのほうもだいぶ減少してきているんですけども、まだまだ高止まりという状況が続いていますので、引き続きですね、感染予防には十分に注意していきたいと思っております。

それでは、まず、初めに、会議の公開と全文議事録の作成について、了承をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（一同承認）

○（佐藤会長）ありがとうございます。

4 議題

○（佐藤会長） それでは、今日の会議ですね、議題が1つ、報告案件が2つあります。

議題は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正について」です。事務局より説明を受けて、その後、皆様のご意見をいただきたいと思います。思っております。

次に、報告案件ですが、報告1は「特定教育・保育施設の利用定員の変更等について」です。報告2は「第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）に係るパブリックコメントの実施について」です。この2案件について、事務局より報告があります。

○（佐藤会長） それでは、まず、議題の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正について」、事務局のほうから説明をお願いします。

○（永榮課長補佐） 失礼いたします。 それでは、議題1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正について」、ご説明申し上げます。

議題1につきましては、資料3種類お配りしております。右上に「議題1・資料1」と記載された資料。この度の基準改正の概要を記載しております。次に、右上に「議題1・資料2」と記載された資料。横型の資料です。こちら、改正点を表にまとめたものとなります。最後に、右上に「議題1・資料3」と記載された資料。基準の改正前後の内容を記載しております。

それでは、まず、資料1をご覧ください。2の「改正をする基準」のところですが、そこに記載しております3つの基準について、この度、改正を行うものでございます。一つ目の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」についてですが、これは、市が給付費の支給に係る施設として確認する、認定こども園、幼稚園、保育所といった、教育・保育施設、そして、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者などの特定地域型保育事業者、これらの施設や事業者が、教育・保育等の提供をするに当たって従わなければならない基準となっております。二つ目の「家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準」についてですが、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者等については、市が認可をしております、これらの事業者が遵守しなければならない基準となっております。三つ目の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」ですが、こちらは、放課後児童健全育成事業者が遵守すべき基準となっております。これらの基準につきましては、市の条例で定めているところですが、市がこれらの基準を定めるに当たっては、

国が定める基準に従って、又は参酌して定めるものとされております。この度、国の基準が改正されたことに伴いまして、市の基準も改正しようとするものでございます。

次に、基準の改正内容についてですが、この度の改正は、国の基準の改正内容と同じ内容で市の基準を改正することとしております。基準の改正内容につきましては、資料2をご覧ください。表の上の方に改正する基準の項目を記載しております。まず、①「安全計画の策定等の義務付け」、②「自動車を運行する場合の所在の確認の義務付け」ですが、こちら、保育施設等において重大事故が発生したり、また、送迎バスでの置き去り事案が発生したことを背景にしまして、この度、新たに設けられる基準となります。②の「自動車を運行する場合の所在の確認の義務付け」につきましては、家庭的保育事業等につきましては、送迎用の自動車へのブザー等の設置が義務付けられております。一方、放課後児童健全育成事業につきましては、ブザー等の設置の義務付けはされていないというところが、両基準における異なる部分となっております。なお、資料3のほうにこの基準の具体的な記載内容を書いておりますので、こちらも併せて参照いただければと思います。資料2の③のところですが、「インクルーシブ保育の推進のための基準の緩和」についてですが、資料3の4ページをご覧ください。この資料3の表は、左側が改正前、右側が改正後の内容となっております。インクルーシブ保育につきましては、第10条のところですが、これまで、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、必要に応じ、家庭的保育事業所等の設備や職員の一部を、他の社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができることとされておりましたが、特有の施設である保育室や保育に直接従事する職員については、兼ねることができないこととされておりました。この度、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むように、基準の緩和がなされまして、保育に支障がない場合には、保育室などの特有の施設や保育に直接従事する職員についても、他の社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができることとされました。これによりまして、例えば、家庭的保育事業所等が、児童発達支援事業所を併設している場合など、保育施設等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障がいのある児童とをともに、保育士が、保育室において、保育することが可能となり、結果として、インクルーシブ保育が推進されることとなるというふうなものになります。次に、資料2に戻っていただきまして、④の「懲戒権に関する規定の削除」についてですが、資料が行ったり来たりして申し訳ないですが、資料3の1ページも併せてご覧ください。これまでは、特定教育・保育施設の管理者は、子どもに対して、児童福祉法の規定により懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限

を濫用してはならないという規定がありました。この度、民法において、児童虐待の防止等を図る観点から、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに合わせまして、児童福祉法に基づく児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、その内容から「懲戒」が削除されました。この基準の前提となる児童福祉法において、懲戒に関する規定が削除されたことから、この第26条に規定する懲戒に関する規定が不要となりましたので、この度、削除するという内容のものでございます。次に、資料2の⑤「業務継続計画の策定等の義務付け」についてですが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、非常時においても業務を継続できるよう、放課後児童健全育成事業において、業務継続計画の策定等を努力義務として定めるものでございます。また、⑥「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置の具体化」についてですが、こちらは、資料3の4ページをご覧ください。第14条のところになります。これまでは、家庭的保育事業者等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、「必要な措置を講ずる」よう努めなければならないとされていましたが、こちらにも感染症の流行を踏まえまして、この「必要な措置」について、具体的に記載されたというものになります。記載内容としましては、職員に対する感染症や食中毒の予防、まん延防止のための研修の実施、そして、感染症の予防、まん延防止のための訓練の実施というように、必要な措置を具体的に規定するという内容のものでございます。基準の改正内容につきましては、以上でございます。

これらの基準につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、国の基準に従って、又は国の基準を参酌して定めるものとされており、「基準に従う」といいますのは、その基準に必ず適合しなければならないというものでございまして、異なる内容を定めることは許されないというものでございます。また、「基準を参酌する」というのは、その基準を十分に参照しなければならないというものでございまして、基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、国の基準と異なる内容を定めることも許容されるというものでございます。従うべき基準と参酌すべき基準の区分けは、資料2のほうをご覧ください。表のほうに丸印を付けている項目が従うべき基準に係る項目でございます。星印を付けているものが参酌すべき基準に係る項目でございます。放課後児童健全育成事業の全ての項目と家庭的保育事業等の⑥の項目が参酌すべき基準でありまして、それ以外の項目は従うべき基準となっております。この度の国の基準改正につきましては、保育施設等における重大事故の発生や送迎バスでの置き去り事案の発生を受けたものであったり、インクルーシブ保育を推進するためのものであったり、法改正に伴うものであったり、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえたものであったりと、本市においても基準として定め

る必要があると考えられるものでございます。また、参酌すべき基準につきまして、国の基準と異なる内容を定める本市の特段の実情も認められないと考えられることから、国の内容と同一の内容をもって、本市の基準の改正を行おうとするものでございます。

なお、基準の改正の施行日ですが、一部を除きまして、令和5年4月1日を予定しておりまして、本市の各基準を定める条例の改正案を、市議会3月定例会に上程する予定としております。

説明は、以上でございます。

○（佐藤会長）はい。ありがとうございます。今の説明を受けまして、質問やご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

何も無いですか。よろしいですか。

5 報告

○（佐藤会長）それでは、報告のほうに移りたいと思います。次の報告案件ですが、報告1のほうを事務局のほうからお願いします。

○（明石主任）失礼いたします。こども政策課の明石と申します。

それでは、資料の報告1をご準備ください。この度、4件報告案件がございます。内訳としましては、保育所の定員減少が1件、認定こども園の定員減少が1件、小規模保育事業所の休止が1件、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退が1件です。

まず、上段の定員減少予定の米子聖園マリア園ですが、所在地は、米子市東倉吉町でございまして、現在の利用定員は、160名です。令和5年の4月1日から利用定員は、140名となる予定で、内訳は、0歳児7名、1歳・2歳児43名、3歳から5歳児までが90名です。過去5年間の在籍人数が減少傾向にあり、今後も現在の定員に達する見込みが薄いということで、定員減少の申請をされました。

次に、2園目です。認定こども園、キッズタウンさくらですが、こちらも定員減少予定です。所在地は、米子市兼久でして、現在の利用定員は、137名です。令和5年4月1日から、利用定員は、125名となる予定で、内訳は、0歳児15名、1歳・2歳児が38名、3歳から5歳児までが72名です。児童数の減少及び保育士の確保が困難、現状に即した定員に変更したいとのことで、定員減少の申請をされました。

続いて、事業休止予定の中央クローバー保育園ですが、所在地が、米子市長砂町でして、現在の利用定員は、0歳児3名、1歳児4名、2歳児5名です。令和5年4月1日より休止予定となっております。保育所人材の維持、確保の困難性により事業を整理する必要があるため、との理由で休止の申請をされました。

続きまして、裏面をご確認ください。特定子ども・子育て支援施設等の

確認の辞退についてご報告いたします。辞退があったキッズタウンかみごとうですが、所在地は、米子市両三柳です。今回の確認辞退に関する事業区分は、一時預かり事業です。定員5名に対して、一時預かり実績は、令和4年度は0名で、少子化等により利用ニーズの減少及び保育士の確保が困難であるため、との理由により、令和5年4月1日より、一時預かり事業について確認の辞退の申請をされました。

説明は以上です。

○（佐藤会長）はい、ありがとうございます。これについて何か質問がありましたらよろしくお願ひします。

○（谷本委員）一つ良いですか。

○（佐藤会長）はい、谷本委員、お願ひします。

○（谷本委員）キッズタウンさくらの1号認定とかの割り振りはどうですか。

○（谷本委員）これ、認定こども園ですよ。

○（明石主任）はい、そうです。

○（永榮課長補佐）今、資料が無いもので、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

○（明石主任）この報告が終わりましたら、すぐに調べて報告いたします。

○（佐藤会長）よろしいですか。

○（谷本委員）はい。

○（佐藤会長）ほかにありましたら、お願ひします。

三島委員お願ひします。

○（三島委員）小規模保育所の中央クローバー保育園のことでお尋ねします。利用定員が12名と書いてあるんですけど、今の在籍している園児は何名でしょうか。

○（明石主任）令和5年の1月1日の時点で、0歳児が2名、1歳児が4名、2歳児が5名、計11名となっております。

○（三島委員）続けて良いですか。

○（佐藤会長）はい。

○（三島委員）それで、この現在いるお子さんたちの、この園が3月いっぱいまで終りになってしまうことによって、4月の1日からの新しい、継続の希望があればということですけど、継続先については、100パーセント確定で決まっているのでしょうか。

○（明石主任）クローバーホールディングスの企業主導型保育施設で受け入れる予定となっております。

○（三島委員）これは、事業所の都合で園が閉まるのかなと思ひんですけど、そのことによる利用者のマイナスな面は、同じそこの企業の保育園で充てられるので、問題は無いということですね。問題無いというか、受入

れ先が、例えば、1次出したんだけど入れなかったとか、そういうことなく、4月1日からも保育がきちっと行われるということの理解でよろしいでしょうか。

○（明石主任）そこについては、優先的にグループ園のほうに入園できる手はずを整えるというところで、それはいただいております。

○（三島委員）はい、分かりました。ありがとうございました。

○（佐藤会長）はい、それでは、ほかにありましたら、お願いします。

○（佐藤比委員）定員などが減っていく保育園何個かとか、厳しいっていう話で、いよいよ米子市も何か子どもがすごく減っているかというのを感じるんですけど、米子市さんとして、そのことについて、考え方とか対策とか今後の方針みたいなのがあれば、教えていただきたいなと思います。

○（佐藤会長）事務局、お願いします。

○（永榮課長補佐）そうですね。今、こちらの定員減や休止というところで、定員減自体は、既に過去から減少傾向だったものを、定員をそれに合わせるというようなところなんですけど、実際、ここ2年、待機児童0というところで、利用申込みも減ってきている、あと、出生数が令和2年度が令和元年と比べると急に減少していたという状況でございます。このところ、令和3年度につきましては、令和2年度より出生数は若干持ち直してきているという面がございます。令和4年度、月々の数字を見てみますと令和3年度より若干持ち直してきているのかなというところがございますので、これまで令和2年、令和3年、令和元年から始まる新型コロナウイルス感染症の影響も、この入所控えであったり、出生数の減というところで、その影響はあるのではないかなというところで、今後、アフターコロナ、ウイズコロナになるかもしれないですけど、その中で、保育の需要の持ち直しがどれだけ出てくるのかというところは、注視していかないといけないところだと思っています。今、待機児童ゼロだということで、受け皿の確保をここで止めるとかというところではなくて、その辺をちょっと注視していかないといけないな、今は、まだその現状かなと思っています。将来的には、少子化、人口減少というところがございますので、その辺り、今、市のほうでは公立保育園の統合というところを進めております。統合自体は、子ども達に保育環境を整えるという面、あと、地域の子育て支援という面があるんですけど、一方で、少子化に向けての受け皿の調整というところがあります。また、公立保育所は、調整弁というところでおりますので、そういうところ、機能を発揮して、事業者さんの保育をしっかりしていけるように考えていきたいとは思っております。

○（佐藤比委員）ありがとうございました。子どもは、将来の未来の米子市を背負う宝ですので、ぜひ、何とか少子化を食い止めるということで、みんな力で合わせて、米子市の未来を担う子どもたちを育てていきたいと

思いますので、よろしくお願ひします。

○（佐藤会長）はい、ありがとうございます。ほかにありましたら、お願ひします。

よろしいですか。

○（佐藤会長）それでは、次の報告のほうにお願いしたいと思います。

○（永榮課長補佐）失礼します。そうしますと、報告2になります。第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）に係るパブリックコメントの実施について、ご報告申し上げます。

右上に「報告2・資料1」と記載された資料をご覧ください。まず、1の「前回会議からの経過」についてですが、前回の会議で委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で今後の進め方を検討・整理いたしました。昨年12月27日に、文書にて、委員の皆様はその結果を報告させていただいたところでございます。右上に「報告2・参考資料」と記載された資料がその際にお送りしたのとなっております。前回の会議におきまして、放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策の見直しに関し、低価格又は無料ならば利用したいというニーズにつきましても、放課後児童クラブの利用を希望している以上は放課後児童健全育成事業のニーズとして量の見込みに含めるべきではないかというようなご意見をいただきました。この点につきまして、事務局で検討・整理を行ったところです。皆様のほうに報告させていただいたところです。この度の放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策の見直しにつきましても、計画と実際の利用状況とにかい離が生じていることを課題として見直しを行おうとしているものでございます。その中で、どこをニーズとして捉え、それに向けて、今後、どれだけ放課後児童クラブの整備を進めていくかということ考えたときに、現行の放課後児童クラブの料金体系を踏まえて、無料又は低価格の利用料金であれば利用したいとする数を除いた数を量の見込みとして捉えまして、現状に即した量の見込みの設定とすることとしました。そして、その量の見込みに向けて、確保方策を定め、その計画に沿って、引き続き、放課後児童クラブの整備を進めまして、待機児童の解消を図っていくという形で、この度、考え方を整理したところです。あわせまして、放課後等の子どもの居場所について、これらの無料又は低価格を希望するニーズを含めました子どもや保護者の様々なニーズに対しまして、放課後児童健全育成事業に加えて、例えば、子ども食堂や放課後子供教室などの地域で子どもが安心して過ごせる場所を増やすなどの取組を行うことにより、放課後等の子どもの居場所について、総合的に対応していくこととしております。

右上に「報告2・資料2」と記載された資料をご覧ください。こちらも

文書のほうで既にお送りしているものになるのですが、前回の会議でいただいたご意見を踏まえまして、素案について、前回の会議でご提示した内容から一部修正を加えております。下線を引いている箇所が修正した箇所となります。ご意見で、放課後児童クラブのニーズとして、低価格又は無料ならば利用したいとするニーズも放課後児童クラブのニーズというところで、そういった全体的なニーズがあるということも明らかにしておく必要があると考えましたことから、右側の修正後の下側米印のところですが、その旨を記載するように修正を加えております。

以上が、前回会議を踏まえての検討状況でして、このことにつきましては、委員の皆様には文書で報告させていただきまして、ご確認いただいているところではございますが、改めてご説明させていただきました。

それでは、資料1にお戻りいただけますでしょうか。2の「パブリックコメントの実施について」のところですか。広く市民の皆様からのご意見をいただきまして、計画の見直しに反映させるため、先月、1月18日から2月16日までの30日間、計画の見直しの素案に係るパブリックコメントを、現在、実施しております。次に、3の今後のスケジュールのところですが、2月16日までのパブリックコメントで、そのパブリックコメントが終了しましたら、今度は、2月中旬から下旬に掛けて、パブリックコメントを踏まえた計画の見直し（最終案）の作成を行います。そして、3月頃に、その最終案について、本会議について再びご審議いただきまして、今年度末までに計画の中間見直し版を策定する予定としております。

説明は、以上でございます。

○（佐藤会長）はい、ありがとうございます。今の説明で意見、質問ありましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

○（安田委員）パブリックコメント、1月18日から始められて、今、概ね2週間ほど経っています。あと、16日までということですけど、現時点で何件くらい来ているのかとあって、ザクッと分かりますか。

○（永榮課長補佐）現時点で、1件の意見をいただいております。

○（安田委員）ありがとうございます。

○（佐藤会長）はい、ほかにありましたら、願います。

三島委員願います。

○（三島委員）ちょっと自分の覚えていることがあやふやになってしまったので、もう1回、ちょっとお伺いしたいのですが、放課後児童クラブを利用したいというニーズの調査のほかというところで、金額などについて問いがあって、その回答というところで、月額2,000円未満か以上かというふうに出ているんですけど、これの2,000円と区切った理由は何でしたっけ。すみません、ちょっと記憶が分からなくなりました。

ので、ちょっと教えていただきたいです。

○（永見主事）こども政策課の永見です。2,000円という金額はですね、今の米子市内の学童クラブ、公立、民間ともにですけども、その月額の利用金額を参考にさせていただきまして、その金額と設問の内容で合致する部分がちょうどその辺りで境目になるからということで、そこを一つの仕切りという形で行わせてもらったというところですよ。

○（永見主事）2,000円の金額という選択肢の、その上が、5,000円という選択肢になっているんですけども、ちょうどその間に、学童クラブの低廉な金額というのが入っていますので、ここを境目として捉えたというところですよ。

○（三島委員）分かりました。ありがとうございます。

○（佐藤会長）よろしいですか。

○（三島委員）はい。

○（佐藤会長）ほかにありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

6 その他

○（佐藤会長）それでは、報告も終わりました。そのほかに何かありましたら、お願いします。

○（明石主任）すみません、先ほど報告1でご質問いただいた、認定こども園のキッズタウンさくらの1号認定の数なんですけど、変更前が9名、変更後が6名というふうになっております。

○（佐藤会長）よろしいでしょうか。

○（谷本委員）はい。

○（佐藤会長）はい、ありがとうございます。

事務局でほかにありましたら、お願いします。

○（永榮課長補佐）ほかには特にありません。

○（佐藤会長）以上で終了という形となりますけど、よろしいでしょうか。何かありましたら。

7 閉会

○（佐藤会長）以上で会議を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。気を付けて、お帰りください。